

美浜の会ニュース

No. 125

2013. 11. 11

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之
大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会)
⇒ ホームページURL <http://www.jca.apc.org/mihama> ⇐

頒 価 300円
購読料 年2千円

「何が秘密?それは秘密」 国家の情報は、主権者である市民のもの

今でも秘密だらけの原発情報 秘密保護法で秘密は一層拡大
情報の開示を求めたり、相談するだけで逮捕も可能となる危険

特定秘密保護法案に反対しよう!至急、国会議員に働きかけよう!

政府は、特定秘密保護法案の早期成立を狙っている。危険極まりないこの法案を廃案に追い込むために、全国から反対の声を早急に強めていこう。野党との修正協議に時間がかかれば、衆参両院で多数を握る与党が強行採決に踏み切る危険性もある。民主党は情報公開法の改正案を提出しているが、これで秘密保護法の本質が変わるわけではない。民主党をはじめ野党、公明党等の国会議員への働きかけを至急強めよう。

朝日新聞の世論調査(11月9・10日実施)では、「反対」が42%で、「賛成」の30%を上回っている。「その他・答えない」は28%となっている。法案の危険性をさらに広めよう。

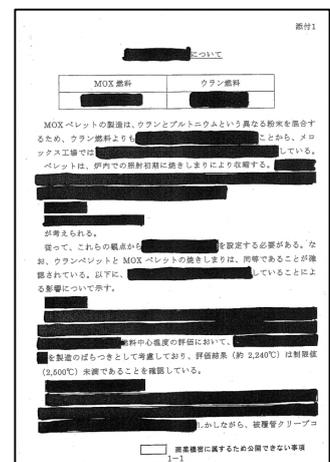
特定秘密保護法は、「防衛」「外交」「特定有害活動(スパイ活動)防止」「テロ活動防止」の4分野で「特定秘密」を決め、それを漏らしたり、聞き出そうとした者に最高10年の懲役を科す。何を秘密に指定するかは大臣が決め、何が秘密かは秘密取扱者や警察等だけが知り、市民には知らされない。処罰の対象は、秘密を取り扱う公務員等に限定されていない。

政府に情報開示を求める市民の活動も、突然の逮捕や家宅捜索などの対象となる危険性がある。憲法で保障されている「知る権利」を制限するだけでなく、政府を批判したり、情報公開を求める市民の活動を萎縮させ、弾圧することを狙った法案だ。

◆今でも秘密だらけの原子力情報

今でも、原子力に関する情報は多くが秘密扱いとなっている。

- MOX燃料やウラン燃料の輸送ルート等は今も秘密。
- 安全性を確認するための情報も大部分が秘密で黒塗りだ。
右は情報公開法で手にいれた、玄海原発等のMOX燃料の安全性に関する旧保安院の資料だが、肝心な部分は黒塗りとなっている。全面真っ黒の資料もざらではない。原子力産業の「商業機密」を口実にしているが、市民が燃料の安全性を検証することもできない状況だ。
- 3.11 事故では、SPEEDI(事故時の放射能拡散予測)の情報も隠された。



「玄海3号及び伊方3号 MOX 燃料について」

(原子力安全・保安院 2009年8月)

政府は米軍にはこの情報を伝えていたが、「混乱を招く」として住民には知らせなかった。その結果、多くの人々が避けられたはずの被ばくを強要された。福島県議会は、SPEEDIが公開されず、住民がよけいな被ばくを強いられた事実を踏まえ、10月9日、「原発の安全性に関わる問題や住民の安全に関する情報が『特定秘密』に指定される可能性がある」とし、同法の再考を求める意見書を全会一致で採択した。

◆法案が成立すれば、さらに秘密は拡大

特定秘密保護法が成立すれば、住民の安全に関わる重要な情報は一層秘密扱いとなる。政府の森内閣府特命担当相は、8日の衆議院「国家安全保障に関する特別委員会」の答弁で、「原発事故の情報は秘密の対象ではないが、『警察が行う原発の警備』は特定秘密にあたる」と述べている。「警察の警備」と「テロ対策」を口実にすれば、様々な情報を秘密にすることが可能となる。事故や燃料輸送、避難に関しても「警察の警備」はセットになっている。

- 事故時の放射能放出量や被ばく情報も秘密？
- 汚染水漏えいでは、漏えい量やタンクの欠陥等、安全性を検証する情報も秘密？
- 原子力防災計画では、避難ルート等も秘密？
- 再稼働審査の耐震安全性や津波対策、シビアアクシデント対策等々、市民が批判的に検証すべき重要な安全性に関する情報は秘密？

さらに、各地の反原発運動は、原発の運転停止なども求めて裁判で闘っているが、裁判では、安全性の情報等が「証拠」として重要になる。これら情報が秘密扱いになれば、裁判で住民側が有効な主張を行うことさえ難しくなる。

◆情報公開を求めれば逮捕の可能性も

この法案は特定秘密を扱う公務員等だけではなく、市民を対象にして、情報収集や言論活動全てを監視し刑罰の対象とすることを目的としている。市民が情報の公開を求めて「秘密」を知ろうとすれば、たとえその方法が脅迫や暴行などの犯罪行為でなくとも、「著しく不当な方法」と認定されれば逮捕・家宅捜査を可能とし、最高10年の懲役が科される。しかも「共謀」（計画の話し合い）や「教唆」（おしえ、そそのかすこと）だけで犯罪に問われる危険性がある。市民は何が特定秘密なのか知らないために、秘密の情報公開を求めたり、そのために話し合いをただけで処罰の対象となる危険がある。裁判になっても、弁護士もほとんど何が秘密かは知らされず、裁判官も特別な許可がなければ秘密をすることはできない。そのため、特定秘密保護法で逮捕されれば、無罪を証明することもできなくなる。

◆法案に反対の声を強めよう！至急、国会議員に働きかけよう！

このように、法案は、市民の活動全体を監視し、萎縮させ、弾圧をも狙うものであり、憲法で保障された基本的人権の尊重、知る権利等々、民主主義の根幹を脅かすものだ。

国家の情報は、主権者である市民のものだ。この大原則を踏みにじる特定秘密保護法案を廃案に追い込もう。各地で反対の声を強め、至急、国会議員に反対の声を届けよう。

※「国家安全保障に関する特別委員会」の衆参委員名簿はこちら。

<http://www5f.biglobe.ne.jp/yabure/index.html> 「やぶれっ！住基ネット情報ファイル」サイトより

※関西の野党議員名簿は、別紙チラシ裏を参照